

第18期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

大阪市北区中之島六丁目2番27号
中之島センタービル内
NCB会館 2階「淀の間」

決議事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

電子提供制度について

会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料の一部を当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には招集ご通知（ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせを含みます）をお届けしております。本制度による、株主様への総会資料の早期提供、ペーパーレス化の推進による環境負荷の低減などの観点から、株主総会資料の電子提供制度にご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ステラファーマは設立当初から ホウ素薬剤の研究開発に取り組んでいる 製薬会社です

代表取締役社長 上原 幸樹



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第18期定時株主総会を2025年6月24日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は、『ひとりのかけがえのない命のために、ステラファーマは世界の医療に新たな光を照らします。』との企業理念のもとBNCTの普及拡大に引き続き取り組んでまいりました。

2025年3月期の国内BNCTの症例数については、各種学会や当社が主催するセミナーを積極的に開催し、医療関係者におけるBNCTの認知度が向上したことで症例数が増加し、売上高は伸長しております。

また、国内事業では血管肉腫を対象とした国内第Ⅱ相臨床試験の主要評価に対する観察期間を完了いたしました。本試験の評価を行ったうえで、承認申請に向けて取り組んでまいります。また、再発髄膜腫ならびに再発悪性神経膠腫を対象として希少疾病用医薬品の指定を受けました。今回指定を受けた疾患の患者様にBNCTでの治療を提供できるよう、早期の承認取得を目指してさらに尽力してまいります。

海外事業では、初めての海外出荷として中国・海南島医療特区への薬剤供給を行い、BNCTの市場拡大に向けての新たな一歩を踏み出しました。今後、中国本土ならびに欧米展開を加速化してまいります。

「がんと闘う人々にとって新たな光となるツール」を世界中に広めるため、私たちはチャレンジし続けるとともに、医療現場から必要とされ、安心して使っていただける医薬品を安定供給することで、信頼していただける企業となることを目指してまいります。

BNCT用ホウ素医薬品の開発において、先駆者としての役割を担うこととなった当社には、相応の社会的責任が課せられていると認識しています。

当社は今後も、医療への貢献を通して、継続的な事業実施を可能とする会社に成長していきます。そして、健全な経営体制の下でBNCT及び当社の知名度と社会的な信用度の向上につなげていきたいと考えています。

株主の皆様におかれましては今後とも変わらぬご支援を賜りたくお願い申し上げます。

証券コード 4888
2025年6月6日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

大阪市中心区高麗橋三丁目2番7号
ステラファーマ株式会社
代表取締役社長 上 原 幸 樹

第18期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにはアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://stella-pharma.co.jp/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4888/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会の運営についてのご案内

ご要望に応じて、車いすのサポート、座席やお手洗いへの誘導等をお手伝いさせていただきますので、運営スタッフにお気軽にお声がけください。

		記
1. 日	時	2025年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場	所	大阪市北区中之島六丁目2番27号 中之島センタービル内 NCB会館 2階「淀の間」
3. 目的事項		
報告事項		第18期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項		
議案		取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

~~~~~  
 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりませんので、前頁記載の各ウェブサイトをご参照ください。

## 事業報告

「直前3事業年度の財産及び損益の状況」、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他会社の現況に関する重要な事項」、「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「剰余金の配当等の決定に関する方針」

## 計算書類

「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を前頁記載の各ウェブサイトに掲載いたします。

本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、前頁記載の当社ウェブサイトに掲載いたします。

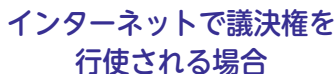


株主総会に  
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付  
にご提出ください。

開催日時

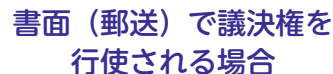
2025年6月24日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



次頁のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）  
午後5時入力完了分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）  
午後5時到着分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

—こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 全員賛成の場合     ≫   「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合   ≫   「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
  反対する場合       ≫   「賛」の欄に○印をし、  
                              反対する候補者の番号を  
                              ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

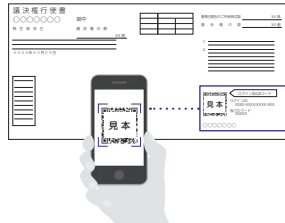
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

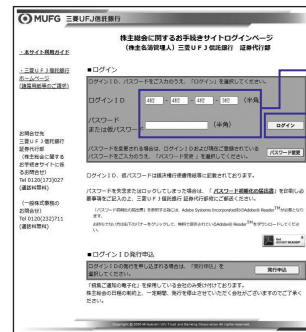


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

本議案につきまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                           | <div>再任</div> <div>上原幸樹<br/>(1977年6月11日)</div> | 2003年4月 ステラケミファ株式会社入社<br>2007年8月 当社入社 研究開発部長<br>2012年4月 当社取締役研究開発部長<br>2012年11月 当社取締役開発本部長兼安全管理部長<br>2015年2月 当社常務取締役開発本部長兼安全管理部長<br>2019年6月 当社常務取締役開発本部長<br>2020年6月 当社代表取締役社長（現任） | 7,000株         |
| <div>【選任理由】</div> <p>上原幸樹氏を取締役候補者とした理由は、創業当初からの開発責任者として、BNCTホウ素薬剤の開発を行いました。非臨床試験の段階から薬事承認に至るまで全体の管理・統括を行っており、その専門知識と経験を活かして、当社の代表取締役社長として、当社の事業発展に尽力していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                |                                                                                                                                                                                   |                |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                  | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                  | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | <div>再任</div> <div> <div>やぶ かず みつ</div> <div>藪 和 光</div> <div>(1959年 1 月20日)</div> </div>                                                                                                         | 1981年 4 月 橋本化成工業株式会社（現 ステラケミ<br>ファ株式会社）入社<br>2003年 6 月 同社取締役営業部長<br>2007年 9 月 同社取締役常務執行役員営業部長<br>2008年 5 月 同社取締役常務執行役員営業本部長<br>2010年 4 月 同社取締役常務執行役員営業統括<br>2013年10月 同社取締役専務執行役員営業統括<br>2015年 4 月 当社代表取締役会長<br>2020年 6 月 当社取締役営業管掌（現任） | 5,000株            |
|            | <b>【選任理由】</b><br>藪和光氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり無機化学メーカーの経営全般、国内外の営業部門の責任者として、経営に携わっており、また、豊富なマネジメントの経験を有しています。当社取締役就任後も、その経験を活かして、経営全般、事業の推進、発展に尽力していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                   |                                                                                                                                                                                                                                        |                   |
| 3          | <div>再任</div> <div> <div>はやし とし みつ</div> <div>林 利 充</div> <div>(1981年 1 月20日)</div> </div>                                                                                                        | 2006年 4 月 株式会社新日本科学入社<br>2011年 3 月 当社入社<br>2014年 6 月 当社臨床開発部長<br>2017年 6 月 当社臨床推進部長<br>2018年 2 月 当社薬事部長<br>2020年 6 月 当社執行役員薬事部長<br>2022年 6 月 当社取締役薬事部長<br>2022年 9 月 当社取締役薬事部長兼臨床開発部長（現任）                                               | 2,000株            |
|            | <b>【選任理由】</b><br>林利充氏を取締役候補者とした理由は、臨床開発、薬事部門において豊富な経験・実績を有し、当社事業の発展、研究開発体制の強化に取り組んでまいりました。また、当社製品の上市に尽力するなど当社の成長に大きく貢献しております。当社の臨床開発、薬事分野を理解し、高い専門性を発揮することが期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                        |                   |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                            | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4         | <div>再任</div> <div>城 戸 崇 裕</div> <div>(1973年4月12日)</div>                                                                                                                                                                                       | 1997年4月 三井物産株式会社入社<br>2016年4月 同社ビジネス推進部海外ビジネス推進室次長<br>2017年7月 三井物産(中国)有限公司戦略企画部総監<br>2018年10月 当社入社 執行役員経営企画部長<br>2022年6月 当社取締役経営企画部長(現任) | 900株              |
|           | <b>【選任理由】</b><br>城戸崇裕氏を取締役候補者とした理由は、広範囲な事業領域を有する総合商社において、金属関連及び海外ビジネス事業に従事し、海外子会社において要職を歴任するなど、経営全般、グローバルな事業運営に関する知見を有しており、当社においても海外市場への進出に向けた関係各社とのパイプを構築するなど貢献しております。経営全般、グローバルな事業運営を理解し、高い専門性を発揮することが期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                          |                   |

1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社の取締役等を被保険者として、被保険者が行う業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は更新を予定しております。

以上

# 事業報告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における国内の医薬品業界は高齢化の進展による医療費の抑制、後発医薬品の普及や薬価制度の改定による薬価引き下げ等により、厳しい事業環境の中で推移いたしました。

このような事業環境のもと、当社は「中期経営計画2027」を2024年度からスタートしましたが、中計初年度にあたる当事業年度において、売上高、営業利益は目標値を上回ることができました。あわせて、将来のBNCTの業容拡大を見据え、短期的な視点のみならず中長期的な視点で取り組みを進めました。

まず、開発パイプラインについて、血管肉腫は、第Ⅱ相臨床試験の主要評価に関する90日間の観察期間が完了いたしました。また、再発悪性神経膠腫ならびに再発髄膜腫を対象として、厚生労働省より希少疾病用医薬品の指定を受けました。さらに、胸部悪性腫瘍については、第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の治験計画届を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出いたしました。この治験を進めるにあたり、国立研究開発法人国立がん研究センター、住友重機械工業㈱ならびに㈱CICSと胸部固形悪性腫瘍患者に対する第Ⅰ/Ⅱ相バスケット試験に係る契約の締結を行っております。

加えて、BNCTの更なる進化のため、より深い部分にある腫瘍への適応を目指して、学校法人藤田学園、Atransen Pharma㈱、住友重機械工業㈱、㈱フジタとBNCTによる深部腫瘍治療の研究開発を推進するための覚書を締結いたしました。

海外展開の活動として、米国バイオテクノロジー企業であるTAE LIFE SCIENCES US, LLCと欧米における臨床試験の実施を含めた共同開発及び商業化の基本合意の契約を締結いたしました。開発地域については欧米を最初の対象とし両社合意のもと、順次対象国を広げていくこととし、対象疾患についても頭頸部癌に続いて日本で治験を実施している疾患なども視野に入れ、今後両社で協議のうえでBNCTの事業拡大を目指してまいります。

そして、当事業年度における短期的な事業活動としては、中国・海南島医療特区へのBNCT用ホウ素医薬品「ステボロニン<sup>®</sup>」の初回出荷を行い、第4四半期だけでみますと初の黒字化を達成し、経営成績に大きく貢献いたしました。

財政面においては2022年12月に発行した「第三者割当による第4回新株予約権」が2024年7月をもって全ての権利行使が完了いたしました。しかしながら、当初予定していた資金調達額に至らなかったことから、㈱三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとして、金融機関3行が参加するシンジケートローン契約を締結いたしました。

以上の結果、当事業年度の経営成績としては、売上高は海外向売上高の計上により、961,058千円(前事業年度比256.6%増)と大幅な増収となりました。利益面では増収要因に加えて、海外展開の本格的な活動が翌事業年度に持ち越しになったことなどにより、研究開発費をはじめとした販管費の減少もあり、営業損失は90,246千円(前事業年度の営業損失は760,300千円)となりました。経常損失は、シンジケートローン契約の締結により、アレンジメントフィー45,000千円が発生したこともあり、137,869千円(前事業年度の経常損失は760,208千円)、当期純損失は140,811千円(前事業年度の当期純損失は763,749千円)となりました。

### ②設備投資の状況

当社は、研究開発機能の充実・強化などを目的として継続的に設備投資を実施しております。当事業年度の設備投資の総額は16,429千円であり、これらの所要資金については、すべて自己資金で賄っております。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

### ③資金調達の状況

SMBC日興証券(株)を割当先とした第4回新株予約権(行使価額修正条項付)はすべて行使され、946,139千円を調達いたしました。

また、BNCTの適用拡大や、製造法効率化のために先行する事業投資や海外展開に係る開発資金を確保するため、(株)三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとするシンジケートローン契約を締結し、既存の借入金の借り換えとともに、1,500,000千円のコミットメントライン枠を設定しております。なお、当事業年度末の実行残高はありません。

## (2)重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### ③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

### ④その他の関係会社の状況

| 会 社 名       | 資 本 金    | 当社への議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------|----------|-----------|---------------|
| ステラケミファ株式会社 | 4,829百万円 | 33.65%    | 高純度薬品の製造販売    |

### (3)対処すべき課題

当社が属する製薬業界は、国内の市場は横ばいで推移しつつも、がん患者数はなだらかな増加傾向を示しており、医療費の増加とともに今後も一定の市場規模を維持していくことが予測されます。

また、海外では世界人口の増加と高中所得国における少子高齢化の進行、地球規模での気候変動等の環境変化とそれらに伴う疾病構造やヘルスケアに求められるニーズの変化等、製薬業界を取り巻く外部環境は急速に変化しておりますが、当社が属するがん治療の分野においては、新薬承認及びオーファンドラッグ（希少疾病用医薬品）の増加等により米国を始めとした主要な市場での伸長が予測されております。

がん治療の分野においては、新薬の研究開発が盛んに行われており、潜在的な競合相手に先行するためには、開発から承認に至るまで開発計画を迅速に進める必要があります。

このような経営環境の下、当社は、2024年度よりスタートした「中期経営計画2027」において「BNCT医薬品の世界でフロントランナーであり続ける」を目指す姿として掲げ、世界で初めてBNCT医薬品の薬事承認を取得した企業としてBNCTを広く普及させるために、以下の項目を対処すべき課題として取り組んでまいります。

#### ①適応疾患の拡大

当社は、2020年3月に、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌を効能・効果として、「ステボロニン<sup>®</sup>」の製造販売承認を取得するに至りました。頭頸部癌以外では、再発高悪性度髄膜腫、血管肉腫については「中期経営計画2027」において目標として掲げた2025年度での承認申請を目指して取り組んでまいります。また、胸部悪性腫瘍については、第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の治験計画届を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に2024年6月に提出いたしました。この治験を進めるにあたり、国立研究開発法人国立がん研究センター、住友重機械工業㈱ならびに㈱CICSと胸部固形悪性腫瘍患者に対する第Ⅰ/Ⅱ相バスケット試験に係る契約の締結をいたしました。本治験は、BNCTとして世界初となる胸部に発生する複数の癌を対象にした治験になります。中性子が照射される正常組織を共通化することで複数の癌をグループ化できたことから、個別の癌に対する治験をそれぞれ実施する場合と比較して開発期間が短縮されることを期待しております。あわせて、BNCTの施行前に<sup>18</sup>F]FBPA-PET検査によるBNCTの適否判定を組み込むことで、将来において患者様にあわせた最適な治療を検討することが可能になるものと考えております。

また、再発悪性神経膠腫については、初発への適用拡大を視野に検討を進めてまいりましたが、学校法人大阪医科薬科大学が提案する再発膠芽腫患者を対象としたBNCTの無作為化非盲検比較試験に関する研究開発課題が国立研究開発法人日本医療研究開発機構に2025年3月に採択されたことを受け、当該第Ⅲ相医師主導治験に協力することで、その治験を踏まえて承認申請を目指す開発方針に変更することといたしました。尚、初発への展開については、別途、国立大学法

人筑波大学が実施している第Ⅰ相医師主導治験に協力することで進めてまいります。

当社はこれらの疾患の患者様にBNCTという新たな治療の選択肢を一日でも早くお届けできるように、早期の承認取得を目指して取り組んでまいります。

## ②海外展開の推進

日本で承認を得た製剤をアジア及び欧米市場にいち早く供給し、BNCT市場を拡大することで世の中に貢献していきたいと考えております。

2024年11月に米国バイオテクノロジー企業であるTAE LIFE SCIENCES US, LLCと欧米における臨床試験の実施を含めた共同開発および商業化の基本合意の契約を締結いたしました。開発地域については欧米を最初の対象とし両社合意のもと、順次対象国を広げていくこととし、対象疾患についても頭頸部癌に続いて日本で治験を実施している疾患なども視野に入れ、今後両社で協議のうえBNCTの中長期を見据え、事業拡大を目指して取り組んでまいります。

また、中国・海南島医療特区へのBNCT用ホウ素医薬品「ステボロニン<sup>®</sup>」の初回出荷を2025年3月に行いましたが、2025年下半期には海南島医療特区のBNCTセンターでの治療が開始される予定であることから、円滑な治療開始を支援し、実績を積み上げていくことで、中国本土申請向け開発の足がかりをつくれるように取り組んでまいります。

## ③新規パイプラインの拡充

医薬品事業においては、開発パイプラインの充実度が将来の利益貢献に大きく影響することから、新規パイプラインの拡充が重要となります。これまでBNCTでは安全かつ有効に中性子が到達できる深さには制限があり、体表面から最大で6～8cmの深さまでの腫瘍の治療に限定されていましたが、より深い部分にある腫瘍への適応を目指して、学校法人藤田学園、Atransen Pharma(株)、住友重機械工業(株)、(株)フジタとBNCTによる深部腫瘍治療の研究開発を推進するための覚書を2024年12月に締結し、BNCTの更なる進化のため、深部腫瘍治療の研究開発の取り組みを開始いたしました。

引き続き、がん治療の可能性を広げることができるよう研究開発に取り組んでまいります。

## ④財務体質の強化

当社のビジネスモデル上、開発パイプラインが上市され収益化するまでに多額の研究開発費用が先行して発生することから、継続的に営業損失及び営業キャッシュ・フローがマイナスとなる可能性があります。2022年12月に発行した「第三者割当による第4回新株予約権」が2024年7月をもって全ての権利行使が完了いたしました。しかしながら、当初予定していた資金調達額に至らなかったことから、実際の調達額に応じた資金使途の見直しを実施するとともに、(株)三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとして、金融機関3行が参加するシンジケートローン契約を2025年2月に締結いたしました。

引き続き、研究開発活動を適切にコントロールし、製造・管理コストの削減に努め、早期の黒字化を目指すとともに、更なる財務体質の強化に努めてまいります。

#### ⑤優秀な人材の獲得及び育成

当社は企業理念の実現に向けて、持続可能な医療の実現を目指す上で‘人’を最重要な資産であると位置づけ、社員一人ひとりが持続的な価値創造の原動力であると考えております。

当社は、小規模な組織で事業運営を行っておりますが、今後グローバルに事業を展開していくためには、製薬業界に通じた経験や知見等を有する優秀な人材を採用し、営業体制、開発体制及び管理体制を整備していくことが重要であると認識しております。あわせて、社内教育も重視し、導入教育や継続教育を含む教育研修を実施してまいります。

今後も企業と社員がともに成長していくことができる体制の構築に取り組み、組織力のさらなる向上を図ってまいります。

#### ⑥安定供給の維持・確保

当社は、治療を必要とする患者様のもとに高品質な医薬品を確実にそして安定的に供給することは、医薬品メーカーにとって最も重要な使命の一つであると考えております。医薬品は、その効能を有効かつ安全に発揮するよう設計されています。開発された医薬品の品質を設計どおりに生産で再現させ、信頼性の高い製品を安定的に供給するために、当社は厳格な基準による製造管理・品質管理を行い、これからも品質向上・安定供給に努めてまいります。あわせて、需要予測の精査及び適正在庫の確保を通じて、安定供給の維持・向上を図っておりますが、棚卸資産のうち、特に原材料は代替品の調達が困難となっていることから、災害時においても安定供給を維持できるように、長期保管が可能な中間体などの形で相当期間分の販売に対応できる在庫数量を確保しております。また、原材料のセカンドソース化にも引き続き取り組んでまいります。

## 2. 会社役員 の 状況

### (1)取締役の状況（2025年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                       |
|---------------|---------|----------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 上 原 幸 樹 |                                                    |
| 取 締 役         | 藪 和 光   | 営業管掌                                               |
| 取 締 役         | 林 利 充   | 薬事部長兼臨床開発部長                                        |
| 取 締 役         | 城 戸 崇 裕 | 経営企画部長                                             |
| 取 締 役（監査等委員）  | 大 西 雅 也 | 税理士法人大西中野事務所所長<br>アクサスホールディングス株式会社<br>社外取締役(監査等委員) |
| 取 締 役（監査等委員）  | 辻 井 康 平 | 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー                                 |
| 取 締 役（監査等委員）  | 福 地 叔 之 | ふくち会計税務事務所所長                                       |

- (注) 1.取締役（監査等委員）大西雅也氏、辻井康平氏及び福地叔之氏は、社外取締役であります。
- 2.当社の監査等委員会の体制は次のとおりです。  
委員長 大西雅也氏、委員 辻井康平氏、委員 福地叔之氏
- 3.取締役（監査等委員）大西雅也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、大手監査法人にて長らく執務を行っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4.取締役（監査等委員）辻井康平氏は、弁護士として企業法務に精通しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- 5.取締役（監査等委員）福地叔之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、大手監査法人にて長らく執務を行っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 6.当社は、取締役（監査等委員）の大西雅也氏、辻井康平氏及び福地叔之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 7.当社では、監査等委員を務める社外取締役が経営会議への出席や内部監査部門との連携を通じて社内情報を適時に把握するほか、監査等委員会の職務を補助する担当者を配置して監査を行う体制を構築しており、監査等委員会としての監査・監督機能および監査の実効性が確保されていることから、常勤の監査等委員は選定しておりません。
- 8.当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は、次のとおりであります。  
信頼性保証本部長 尾崎 健二

## (2)責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役大西雅也氏、社外取締役辻井康平氏及び社外取締役福地叔之氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は役員、管理職従業員及び役員と共同被告になったか、他の従業員又は派遣社員からハラスメント等を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約をC h u b b損害保険株式会社と締結しており、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。

なお、保険金支払限度額は5億2,500万円であり、当該保険に係る保険料は取締役会の承認の上、全額会社負担としております。

## (4)取締役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年7月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬決定方針は次のとおりです。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、2018年6月28日開催の定時株主総会の決議による報酬総額の限度額の範囲内において、監査等委員を除く各取締役の報酬額は独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定方針については、所定の手続きを経て決定されており、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

### (イ) 基本方針

当社は、医薬品の研究開発及び製造販売を主たる事業としており、収益化までに長期間を要する事業特性を踏まえ、当社の取締役の報酬は短期的な成果よりも、中長期の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系が望ましいと考えております。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、各取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬の2つで構成しております。なお、監査等委員である取締役についてはその職務に鑑み固定の基本報酬(月例報酬)のみ支給しております。

### (ロ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、決定するものとしております。

### (ハ) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等として、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該株式報酬は事後交付型であり、取締役会において定める一定期間を業績評価期間として、業績評価期間における取締役会が定める業績等の数値目標の達成度合いに応じて算定される数の当社株式を交付しております。

### (二) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、決定するものとしております。

### (ホ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                     | 報 酬 等 の 総 額           | 報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額   |         |         | 対象となる<br>役員の員数 |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|---------|---------|----------------|
|                         |                       | 基 本 報 酬               | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等  |                |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)       | 52,027千円              | 48,580千円              | －千円     | 3,447千円 | 5名             |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 10,200千円<br>(8,500千円) | 10,200千円<br>(8,500千円) | －千円     | －千円     | 4名<br>(3名)     |
| 合 計                     | 62,227千円              | 58,780千円              | －千円     | 3,447千円 | 9名             |

- (注) 1. 当社は、2018年6月28日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額を年額300,000千円以内、監査等委員の報酬限度額は50,000千円以内、また2024年6月25日開催の定時株主総会において、事後交付型業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100,000千円以内とすることについてそれぞれ決議をいただいております。
2. 当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は4名であり、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役3名）であります。
3. 非金銭報酬等の欄には、当事業年度に係る株式報酬引当金繰入額を記載しております。なお、設定した対象期間及び業績等の数値目標は以下のとおりであります。

|                    |                                                                                                                                                                                    |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 期 間            | 2024年6月25日から2027年5月31日までの約3年間                                                                                                                                                      |
| 業 績 等 の<br>数 値 目 標 | 当社普通株式の株価の成長率<br>東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をもって判断し、対象期間中のいずれかの日において対象期間の期首の株価(対象期間の期首(同日に東京証券取引所で取引が成立していない場合はその直近取引日)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値)から成長率300%以上を達成すれば当該数値目標を達成したものとする。 |

また、当初の対象期間における業績等の数値目標及び支給割合は以下の内容とする予定であります。

|                            |      |
|----------------------------|------|
| 当 社 普 通 株 式 の 成 長 率        | 支給割合 |
| 目 標 値 ( 3 0 0 %) 未 満 の 場 合 | 0%   |
| 目 標 値 ( 3 0 0 %) 以 上 の 場 合 | 100% |

## (5)社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地 位            | 氏 名  | 兼 職 す る 法 人 等                    | 兼 職 の 内 容              |
|----------------|------|----------------------------------|------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 大西雅也 | 税理士法人大西中野事務所<br>アクサスホールディングス株式会社 | 所長<br>社外取締役<br>(監査等委員) |
| 取締役<br>(監査等委員) | 辻井康平 | 弁護士法人御堂筋法律事務所                    | パートナー                  |
| 取締役<br>(監査等委員) | 福地叔之 | ふくち会計税務事務所                       | 所長                     |

- (注) 1. 当社と税理士法人大西中野事務所との間に特別な関係はありません。また、社外取締役(監査等委員)を務めるアクサスホールディングス株式会社との間には、取引関係はございません。
2. 当社と弁護士法人御堂筋法律事務所との間には顧問契約等の取引がありますが、その取引額は当社の仕入高の1%未満であり、また同弁護士法人における売上高の1%未満といずれも僅少のため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
3. 当社とふくち会計税務事務所との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

| 区 分            | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 大 西 雅 也 | <p>大西雅也氏は、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、公認会計士、税理士としての専門的見地から、特に税務・会計面の点から取締役の職務執行に対する監督、助言を行っております。</p> <p>引き続き、当社取締役会の機能強化に向けた役割を期待しております。</p>                                    |
| 取締役<br>(監査等委員) | 辻 井 康 平 | <p>辻井康平氏は、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、弁護士としての専門的見地から、特に経営に関する意思決定の妥当性・透明性の向上、強固なコンプライアンス体制の構築のための有益な指導・助言、ならびに監査・監督体制の強化に向けた必要な発言を適宜行っております。引き続き、当社取締役会の機能強化に向けた役割を期待しております。</p> |
| 取締役<br>(監査等委員) | 福 地 叔 之 | <p>福地叔之氏は、2024年6月25日に取締役(監査等委員)に就任以降、開催された取締役会に11回、また監査等委員会に10回出席いたしました。</p> <p>同氏は、公認会計士、税理士としての専門的見地から、特に税務・会計面の点から取締役の職務執行に対する監督、助言を行っております。</p> <p>引き続き、当社取締役会の機能強化に向けた役割を期待しております。</p>                      |

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )       |           | ( 負 債 の 部 )     |           |
| 流 動 資 産           | 5,243,479 | 流 動 負 債         | 390,444   |
| 現 金 及 び 預 金       | 3,206,471 | 買 掛 金           | 22,713    |
| 売 掛 金             | 714,666   | 1年内返済予定の長期借入金   | 158,640   |
| 製 品               | 119,271   | 未 払 金           | 183,441   |
| 仕 掛 品             | 1,108,524 | 未 払 費 用         | 7,121     |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 2,933     | 未 払 法 人 税 等     | 14,202    |
| 前 払 費 用           | 49,076    | 預 り 金           | 4,069     |
| そ の 他             | 42,534    | 賞 与 引 当 金       | 255       |
| 固 定 資 産           | 173,625   | 固 定 負 債         | 1,819,175 |
| 有 形 固 定 資 産       | 66,520    | 長 期 借 入 金       | 608,140   |
| 建 物               | 4,831     | 長 期 未 払 金       | 148,473   |
| 機 械 及 び 装 置       | 49,776    | 預 り 保 証 金       | 1,000,000 |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 11,912    | 株 式 報 酬 引 当 金   | 3,447     |
| 無 形 固 定 資 産       | 49,261    | 退 職 給 付 引 当 金   | 59,115    |
| 特 許 権             | 42,219    | 負 債 合 計         | 2,209,619 |
| 商 標 権             | 354       | (純 資 産 の 部)     |           |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 6,687     | 株 主 資 本         | 3,207,485 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 57,843    | 資 本 金           | 2,859,218 |
| 長 期 前 払 費 用       | 39,883    | 資 本 剰 余 金       | 489,135   |
| そ の 他             | 17,959    | 資 本 準 備 金       | 489,135   |
|                   |           | 利 益 剰 余 金       | △140,811  |
|                   |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △140,811  |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △140,811  |
|                   |           | 自 己 株 式         | △56       |
|                   |           | 純 資 産 合 計       | 3,207,485 |
| 資 産 合 計           | 5,417,104 | 負 債 純 資 産 合 計   | 5,417,104 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集（通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 売上高          | 961,058 |
| 売上原価         | 115,309 |
| 売上総利益        | 845,748 |
| 販売費及び一般管理費   | 935,995 |
| 営業損失         | 90,246  |
| 営業外収益        |         |
| 受取利息         | 598     |
| 有価証券利息       | 688     |
| 受託研究収入       | 10,255  |
| その他の         | 106     |
| 営業外費用        |         |
| 支払利息         | 4,082   |
| 株式交付費        | 4,310   |
| 為替差損         | 98      |
| アレンジメントフィー   | 45,000  |
| 支払手数料        | 3,827   |
| その他の         | 1,953   |
| 経常損失         | 59,271  |
| 税引前当期純損失     | 137,869 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,941   |
| 当期純損失        | 140,811 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

ステラファーマ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 小林 雅史 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 山本 秀男 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ステラファーマ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計

上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた「監査等委員会監査基準」に準拠して、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

ステラファーマ株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 大 西 雅 也 ㊞

監 査 等 委 員 辻 井 康 平 ㊞

監 査 等 委 員 福 地 叔 之 ㊞

(注) 監査等委員大西雅也、辻井康平及び福地叔之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場  
ご案内図

大阪市北区中之島六丁目2番27号

## 中之島センタービル内 NCB会館 2階「淀の間」



### 交通のご案内

|                              |                              |                          |                               |
|------------------------------|------------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 京阪中之島線「中之島駅」<br>2番出口 より徒歩約4分 | JR東西線「新福島駅」<br>3番出口 より徒歩約10分 | JR大阪環状線「福島駅」<br>より徒歩約16分 | 地下鉄千日前線「阿波座駅」<br>9番出口 より徒歩約8分 |
|------------------------------|------------------------------|--------------------------|-------------------------------|

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

